

管理獣医師勤務体制確認書記入例

管理獣医師勤務体制確認書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福岡県知事 殿

届出と同じ印を押印

住 所 福岡市東区箱崎ふ頭五丁目5番5号
開設者 マンション箱崎201号
氏 名 株式会社 いぬねこ



このたび、いぬねこクリニック東医院および、いぬねこクリニック南医院を開設するにあたり、管理獣医師（福岡 太郎）の勤務体制及び施設管理方法を下記内容のとおりとします。

なお、勤務体制を変更した場合、獣医療法第3条に基づき診療施設変更届を10日以内に提出します。

記

1 管理獣医師勤務体制

例1

いぬねこペットクリニック東医院：毎週月～水曜日 10：00～18：00

いぬねこペットクリニック南医院：毎週木～土曜日 10：00～18：00

例2

	東医院	南医院
月		○終日
火	○午前	○午後
水	○午前	○午後
木		
金		○午後
土	○終日	
日	○午前	○午後

2 他の獣医師がない場合

管理獣医師が不在となる診療施設においては診療行為を行わず、診療施設に施錠をし、診療器具、医薬品についての管理についても十分注意を払う。

他の獣医師がいる場合

管理獣医師が不在となる診療施設においては、診療施設、診療器具、医薬品等の管理について管理獣医師が他の獣医師に指示を行い、適切な管理をする。